

島労発基 0108 第 10 号
令和 7 年 1 月 8 日

関係団体の長 殿

島根労働局長
(公印省略)

令和 6 年度化学物質管理強調月間の実施に伴う協力依頼について

化学物質による労働災害の防止につきましては、平素から格別の御協力を賜わり深く感謝申し上げます。

厚生労働省におきましては、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、このたび化学物質管理強調月間を創設し、主唱しております。

別添の「令和 6 年度化学物質管理強調月間実施要綱」に基づき、令和 7 年 2 月 1 日から 2 月 28 日までを化学物質管理強調月間として、

「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」

をスローガンとし、全国一斉に積極的な活動を行うこととしました。

つきましては、この強調月間の趣旨を御理解いただき、関係機関及び傘下の団体等に対する周知等格段の御協力を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。島根労働局ホームページに「化学物質の自律的な管理に関する自主点検表」を掲載しておりますのでご利用ください。

(https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/newpage_00778.html)

また、今後、関係機関及び傘下の団体等を対象とした各種講習会等の機会がございましたら、化学物質に関する改正法令や対策等に係る説明のため、当局担当者を派遣いたしますので、健康安全課 (0852-31-1157) までご連絡いただきますよう重ねてお願い申し上げます。